



# 六管区水路通報第28号

令和5年7月21日

第六管区海上保安本部

## 【目次】

第339項	瀬戸内海	岡山水道、小串港付近	・	小型船操縦訓練
第340項	瀬戸内海	岡山水道、小串港付近	・	潜水作業
第341項	瀬戸内海	高松港東方、屋島湾	・	小型船操縦訓練
第342項	瀬戸内海	高松港西方、香西港付近	・	潜水作業
第343項	瀬戸内海	備讃瀬戸	・	深淺測量
第344項	瀬戸内海	備讃瀬戸北航路、水島航路及び付近	・	掘下げ作業等
第345項	瀬戸内海	備讃瀬戸北航路及び水島航路	・	水路測量
第346項	瀬戸内海	多度津港	・	航泊禁止区域設定
第347項	瀬戸内海	水島港	・	灯付浮標設置作業
第348項	瀬戸内海	備後灘、横島東岸	・	防波堤等存在
第349項	瀬戸内海	尾道糸崎港	・	航泊禁止区域設定
第350項	瀬戸内海	西条港	・	灯浮標一時移設
第351項	瀬戸内海	菊間港北東方	・	係船施設等点検作業
第352項	瀬戸内海	北条港	・	花火打ち上げ
第353項	瀬戸内海	松山港、第2区	・	航泊禁止区域設定
第354項	瀬戸内海	広島港、第3区	・	潜水作業
第355項	豊後水道	八幡浜港北西方、川之石港	・	小型船操縦訓練
第356項	豊後水道	宇和島港	・	水深減少等

◎ この通報の位置情報は「世界測地系WGS-84」です。

◎ この通報はインターネット、電子メール（インターネットで登録）で配信しています。

また、航行警報もインターネットで入手できます。

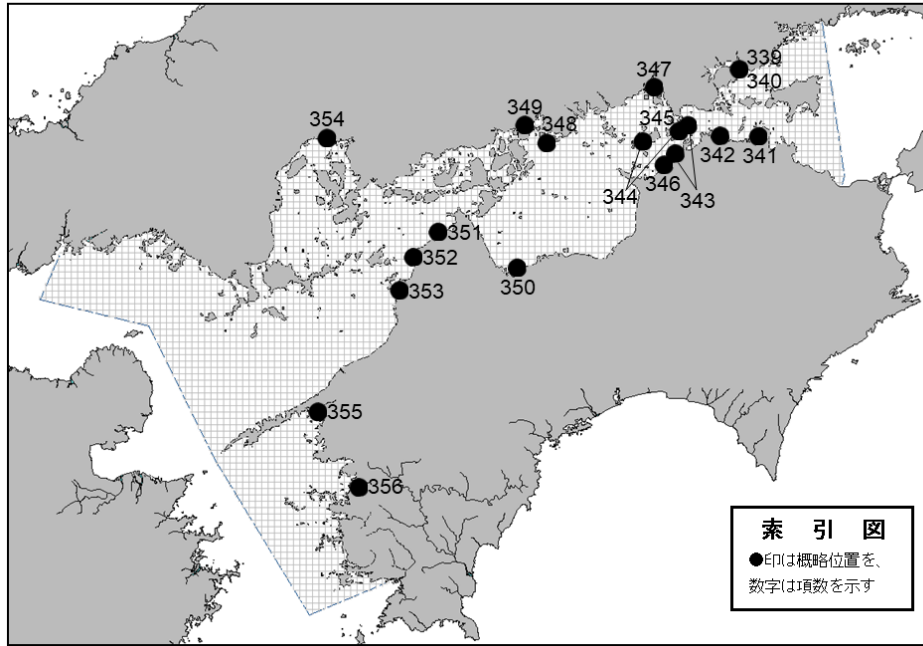
インターネットアドレス <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/>

◎ 情報の通知について

航海上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）及び水路図誌の内容と相違する事柄に気付かれた方は、第六管区海上保安本部又は海上保安部署等に連絡をお願いいたします。

◎ 水路通報に関するお問い合わせは第六管区海上保安本部[電話(082)251-5111(内線2515)]まで。

～ 海の事件・事故は 118番へ ～



★5年339項 瀬戸内海 — 岡山水道、小串港付近 小型船操縦訓練

期間 令和5年8月2日～31日(予備日を含む)

区域 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-34-59N 134-02-31E
- (2) 34-34-53N 134-02-32E
- (3) 34-34-53N 134-02-29E
- (4) 34-34-59N 134-02-28E

備考 区域内に浮標を設置

海図 W155-W1114

出所 第六管区海上保安本部



★5年340項 瀬戸内海 — 岡山水道、小串港付近 潜水作業

期間 令和5年7月25日～8月10日の内2日間の日出～日没

位置 34-34-50N 134-02-25E付近

備考 護岸の点検作業

海図 W155

出所 第六管区海上保安本部



★5年341項 瀬戸内海 — 高松港東方、屋島湾 小型船操縦訓練

期 間 令和5年8月12日、13日、26日、27日  
 (予備日8月5日、6日、19日、20日、9月2日、3日)  
 の日出～日没

位 置 34-21-54N 134-07-00E付近

備 考 コースを示す浮標を設置

海 図 W137A-JP137A

出 所 第六管区海上保安本部



★5年342項 瀬戸内海 — 高松港西方、香西港付近 潜水作業

1. 期 間 令和5年7月24日～12月8日(予備日を含む)  
 の0800～日没

位置1 34-21-52N 133-57-57E付近

備 考 (1) 岸壁の補修作業  
 (2) 警戒船を配置

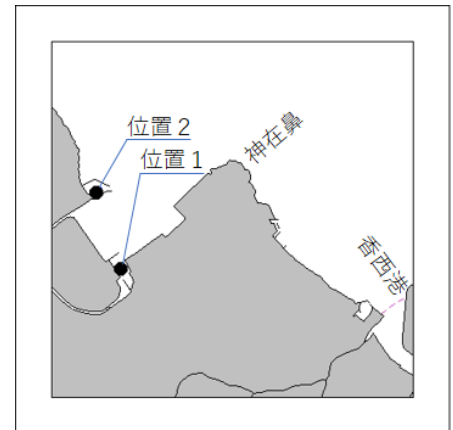
2. 期 間 令和5年7月24日、25日(予備日26日～8月4日)  
 の日出～日没

位置2 34-22-14N 133-57-49E付近

備 考 (1) 磁気探査作業  
 (2) 警戒船を配置

海 図 W1122-W137A-JP137A

出 所 第六管区海上保安本部



★5年343項 瀬戸内海 — 備讃瀬戸 深浅測量

期 間 令和5年7月24日～30日(予備日31日～8月6日)の日出～日没

区域1 4地点により囲まれる区域

(1) 34-23-59N 133-50-49E  
 (2) 34-23-36N 133-50-48E  
 (3) 34-23-37N 133-50-21E  
 (4) 34-24-00N 133-50-21E

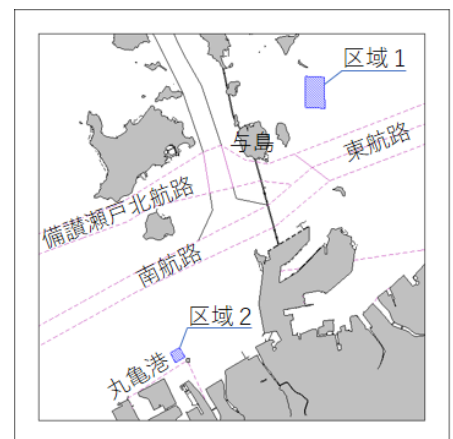
区域2 4地点により囲まれる区域

(1) 34-19-15N 133-47-20E  
 (2) 34-19-04N 133-47-28E  
 (3) 34-18-57N 133-47-14E  
 (4) 34-19-09N 133-47-07E

備 考 警戒船を配置

海 図 W1123-W1122-W137B-JP137B-  
 W153-JP153

出 所 第六管区海上保安本部



★5年344項 瀬戸内海 — 備讃瀬戸北航路、水島航路及び付近 掘下げ作業等

六管区水路通報5年24号296項削除

期 間 令和5年7月1日～9月30日(予備日を含む)の日出～日没

1. 掘下げ作業

区域1 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-23-15N 133-48-25E
- (2) 34-23-04N 133-48-28E
- (3) 34-23-00N 133-48-09E
- (4) 34-23-12N 133-48-05E

区域2 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-23-13N 133-48-10E
- (2) 34-23-01N 133-48-14E
- (3) 34-22-58N 133-47-58E
- (4) 34-23-10N 133-47-54E

区域3 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-23-05N 133-48-35E
- (2) 34-22-55N 133-48-37E
- (3) 34-22-52N 133-48-20E
- (4) 34-23-01N 133-48-17E

- 備 考
- (1) 作業船のアンカー位置に黄色灯付浮標を設置
  - (2) 巨大船等の通航30分前には作業を中断し、作業船は航路外へ退避する
  - (3) 警戒船を配置

2. 土砂投入作業

区域4 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-23-59N 133-50-43E
- (2) 34-23-44N 133-50-40E
- (3) 34-23-37N 133-50-21E
- (4) 34-24-00N 133-50-21E

区域5 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-24-58N 133-39-56E
- (2) 34-24-40N 133-39-48E
- (3) 34-24-45N 133-39-29E
- (4) 34-25-04N 133-39-38E

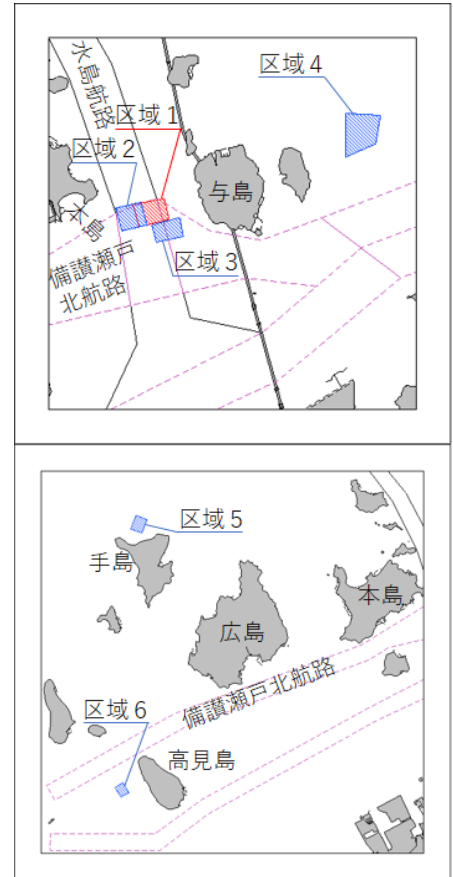
区域6 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-18-56N 133-39-16E
- (2) 34-18-42N 133-39-26E
- (3) 34-18-36N 133-39-13E
- (4) 34-18-49N 133-39-03E

- 備 考
- (1) 作業区域を示す黄色灯付浮標を設置
  - (2) 夜間、作業船は区域内に停泊し、アンカー位置に黄色灯付浮標を設置
  - (3) 警戒船を配置

海 図 W1122-W137B-JP137B-W153-JP153

出 所 第六管区海上保安本部



★5年345項 瀬戸内海 — 備讃瀬戸北航路及び水島航路 水路測量

期間 令和5年8月1日～9月30日の内3日間

区域1 8地点により囲まれる区域

- (1) 34-23-12N 133-48-16E
- (2) 34-23-05N 133-48-18E
- (3) 34-23-01N 133-48-14E
- (4) 34-23-04N 133-48-13E
- (5) 34-23-02N 133-48-06E
- (6) 34-23-06N 133-48-05E
- (7) 34-23-08N 133-48-12E
- (8) 34-23-11N 133-48-11E

区域2 4地点により囲まれる区域

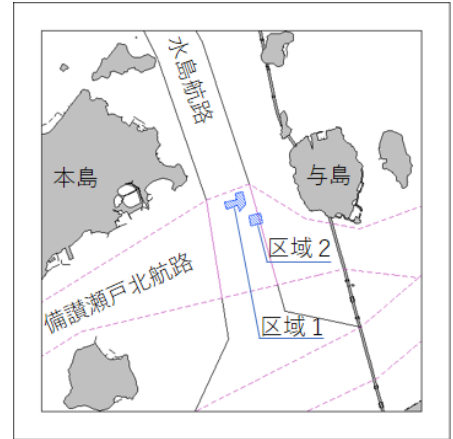
- (1) 34-23-01N 133-48-27E
- (2) 34-22-56N 133-48-28E
- (3) 34-22-54N 133-48-21E
- (4) 34-23-00N 133-48-19E

備考 作業船は「白紅白」の燕尾旗を掲揚

海図 W1122-W137B-JP137B-

W153-JP153

出所 第六管区海上保安本部



★5年346項 瀬戸内海 — 多度津港 航泊禁止区域設定

期間 令和5年8月5日(予備日6日)の2000～2115(花火打上げ終了まで)

区域 34-16-29N 133-44-28Eの地点を中心とする  
半径200mの円弧

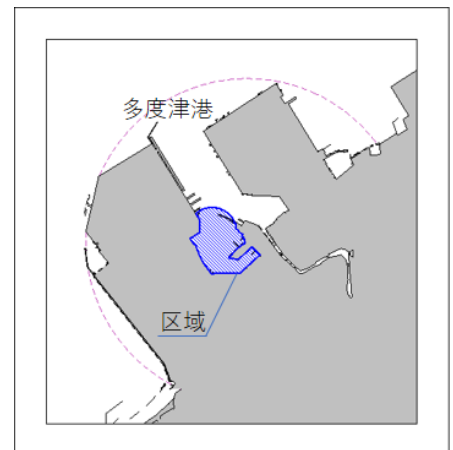
及び陸岸により囲まれる区域

備考 (1) 花火大会に伴い、一般船舶の航泊が禁止される  
ただし、花火の打ち上げ及び警戒に従事する船舶及び  
内港の岸壁、浮棧橋に係留したままで移動しない船舶を  
除く

(2) 警戒船を配置

海図 W1139

出所 高松海上保安部長公示第1号(令和5年7月19日)



★5年347項 瀬戸内海 — 水島港 灯付浮標設置作業

期間 令和5年8月7日(予備日8日～10日)の日出～日没

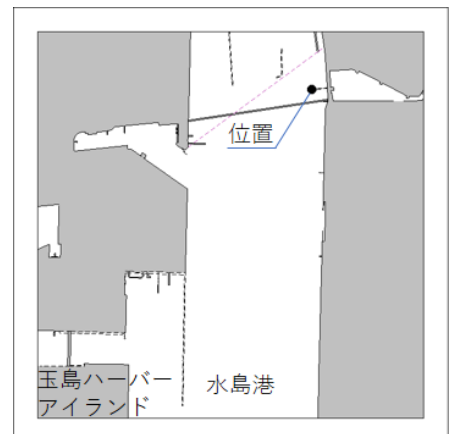
位置 34-31-43N 133-42-14E付近

備考 (1) 潜水作業を伴う

(2) 警戒船を配置

海図 W1127B-JP1127B

出所 水島海上保安部



★5年348項 瀬戸内海 — 備後灘、横島東岸 防波堤等存在

六管区水路通報28年1号11項削除

1. 防波堤存在

- 区域1 2地点を結ぶ線上(幅約7.9m)  
 (1) 34-20-48.2N 133-17-13.7E  
 (2) 34-20-47.3N 133-17-09.4E(岸線上)
- 区域2 2地点を結ぶ線上付近(幅約5.4m)  
 (1) 34-20-48.4N 133-17-16.3E  
 (2) 34-20-48.3N 133-17-14.3E
- 区域3 2地点を結ぶ線上付近(幅約5.4m)  
 (1) 34-20-48.6N 133-17-19.8E  
 (2) 34-20-48.4N 133-17-16.9E

2. 簡易灯存在

位置 34-20-48.6N 133-17-19.8E、緑色灯(4秒1閃光)

海図 W130-W1118

出所 第六管区海上保安本部



★5年349項 瀬戸内海 — 尾道糸崎港 航泊禁止区域設定

期間 令和5年7月29日(予備日30日)の1900~2030

区域 (1)と(2)、(3)と(4)、(5)と(6)を結ぶ各線及び陸岸により  
 囲まれる区域

- (1) 34-24-32.2N 133-12-21.2E(岸線上)  
 (2) 34-24-23.0N 133-12-26.7E(岸線上)  
 (3) 34-24-17.0N 133-12-14.8E(岸線角)  
 (4) 34-24-17.0N 133-12-13.7E(岸線上)  
 (5) 34-24-18.8N 133-12-11.5E(岸線角)  
 (6) 34-24-26.2N 133-12-07.8E(岸線上)

- 備考 (1) 花火大会に伴い、船舶の航泊が禁止される  
 ただし、港長が指定した船舶は除外される  
 (2) 区域を示す赤色灯4基及び黄色灯付浮標(4秒1閃光)を設置  
 (3) 巡視艇等が警戒する

海図 W119-W114-W1118

出所 尾道糸崎港長公示第1号(令和5年7月14日)



★5年350項 瀬戸内海 — 西条港 灯浮標一時移設

六管区水路通報5年26号321項削除

1. 期間 令和5年7月21日まで

名称 西条港第2号灯浮標

位置1 33-56-33.9N 133-10-03.6E  
 (海図図載位置の真方位335度約100m)

2. 期間 令和5年7月21日~25日

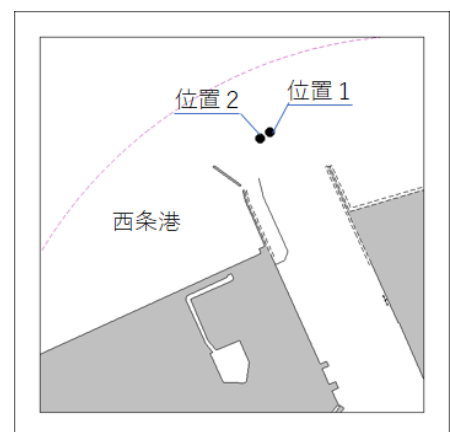
名称 西条港第1号灯浮標

位置2 33-56-34.7N 133-10-05.3E  
 (海図図載位置の真方位333度約100m)

海図 W1236-W1128

参照書誌 411 4547、4548番

出所 第六管区海上保安本部

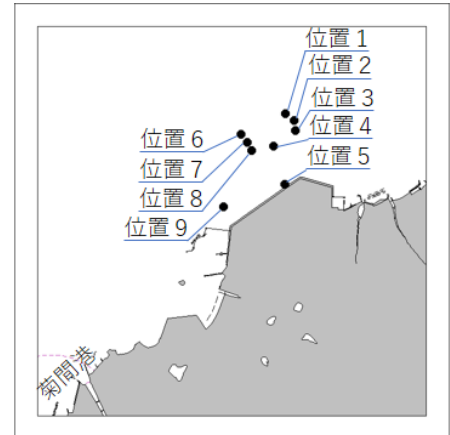


★5年351項 瀬戸内海 — 菊間港北東方 係船施設等点検作業  
 期間 令和5年8月9日～13日、10月9日～11日、21日～24日、11月5日、6日  
 (予備日8月24日～28日、9月7日～12日、22日～26日、10月21日～24日、  
 11月7日、8日、20日～23日、12月5日～9日、20日～24日)の日出～日没

位置1 34-03-55N 132-51-49E  
 位置2 34-03-53N 132-51-52E  
 位置3 34-03-49N 132-51-53E  
 位置4 34-03-44N 132-51-44E  
 位置5 34-03-31N 132-51-48E  
 位置6 34-03-48N 132-51-31E  
 位置7 34-03-45N 132-51-33E  
 位置8 34-03-42N 132-51-35E  
 位置9 34-03-24N 132-51-23E

備考 (1) 潜水作業を伴う  
 (2) 警戒船を配置

海図 W1138-W104-JP104  
 出所 第六管区海上保安本部

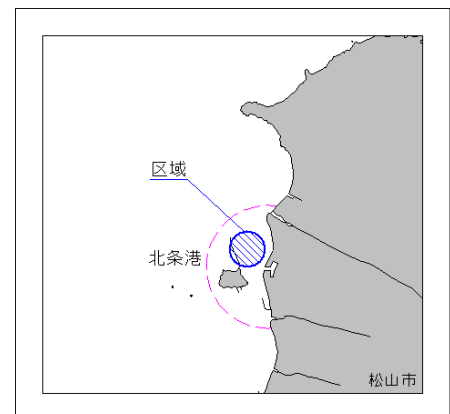


★5年352項 瀬戸内海 — 北条港 花火打ち上げ  
 期間 令和5年7月29日(予備日30日)の2020～2100

区域 33-58-42N 132-46-02Eの地点を中心とする  
 半径300mの円内

備考 (1) 区域内に花火打ち上げ用の台船が設置される  
 (2) 警戒船を配置

海図 W141-JP141  
 出所 松山海上保安部



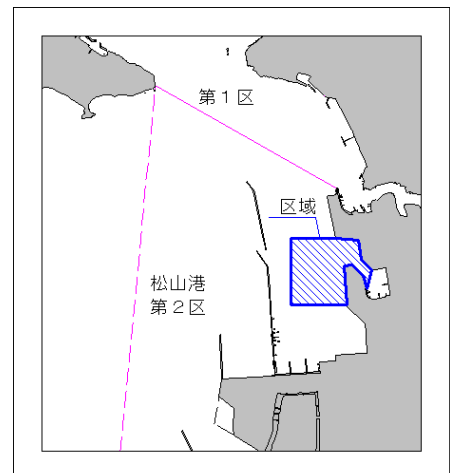
★5年353項 瀬戸内海 — 松山港、第2区 航泊禁止区域設定  
 期間 令和5年8月5日(予備日6日)の1945～2100(花火大会終了まで)

区域 (1)～(4)を結ぶ線、(5)と(6)を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

(1) 33-51-29N 132-42-30E(岸線上)  
 (2) 33-51-29N 132-42-11E  
 (3) 33-51-49N 132-42-11E  
 (4) 33-51-49N 132-42-26E(岸線角)  
 (5) 33-51-39N 132-42-39E(岸線角)  
 (6) 33-51-34N 132-42-37E(岸線角)

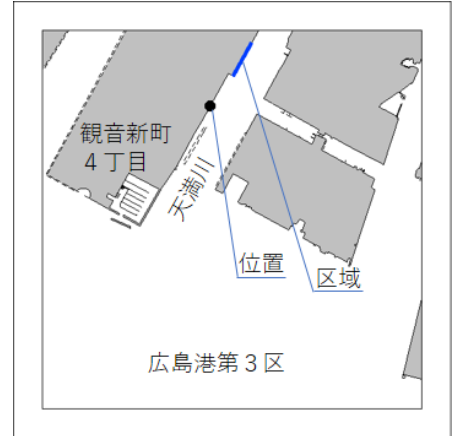
備考 (1) 花火大会に伴い、一般船舶の航泊が禁止される  
 ただし、港長が許可した船舶を除く  
 (2) 区域を示す黄色灯付浮標(4秒1閃光)を設置  
 (3) 警戒船を配置

海図 W1124  
 出所 松山港長公示第1号(令和5年7月14日)



★5年354項 瀬戸内海 — 広島港、第3区 潜水作業

期間 令和5年8月1日、2日(予備日3日~8日)の日出~日没  
 区域 2地点を結ぶ線上  
 (1) 34-22-08N 132-25-31E  
 (2) 34-21-59N 132-25-25E(岸線角)  
 位置 34-21-51.5N 132-25-18.2E付近  
 備考 (1) 岸壁及び棧橋の状況調査  
 (2) 警戒船を配置  
 海図 W1112A-JP1112A  
 出所 広島港長



★5年355項 豊後水道 — 八幡浜港北西方、川之石港 小型船操縦訓練

期間 令和5年8月7日~13日の日出~日没  
 区域 4地点により囲まれる区域  
 (1) 33-28-25N 132-23-30E  
 (2) 33-28-20N 132-23-41E  
 (3) 33-28-18N 132-23-40E  
 (4) 33-28-23N 132-23-29E  
 備考 区域内に浮標を設置  
 海図 W156-W1102-JP1102  
 出所 宇和島海上保安部



★5年356項 豊後水道 — 宇和島港 水深減少等

1. 水深減少

区域 3地点により囲まれる区域  
 (1) 33-13-13.5N 132-33-13.7E  
 (2) 33-13-11.6N 132-33-15.5E  
 (3) 33-13-11.7N 132-33-13.8E  
 備考 (1) 海図図載水深より約0.5m~1.5m減少  
 (2) 区域内の最浅水深約0.3m

2. 水中障害物存在

位置1 33-13-23.9N 132-33-09.3E、水深約3.6m  
 備考 高さ約1.0m  
 位置2 33-13-16.3N 132-33-11.1E、水深約3.1m  
 備考 高さ約0.8m

海図 W138  
 出所 第六管区海上保安本部

